医療法人 梁風会

個人情報保護規約

Ver. 2

平成 20年 10月

Ver.1: 平成17年4月策定 Ver.2: 平成20年10月改訂

たいようの丘関連資料、各種誓約書新掲 他

目次

個人情報	報保護規約		
1	基本理念	2	
2	用語の定義	2	
3	個人情報の取得	3	
4	診療記録等の取り扱いと保管	3	
	(1) 紙媒体により保存されている診療記録等		
	(2) 電磁的に保存されている診療記録等		
	(3) 診療および請求事務以外での診療記録等の利用		
5	個人情報の第三者への提供	5	
6	個人情報の本人への開示と訂正	5	
7	苦情・相談等への対応	7	
8	雑則	7	
9	別表		
	別表 1 当法人における患者の個人情報の通常の利用目的	. ,	8
	別表 2 法令上の届け出義務、報告義務等にもとづく第三	者提供(改)	9
(付)			
診療情報	報提供に関する資料 		
	資料1 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取		
	ライン」厚生労働省~個人情報の本人への開示に関わ		12
	資料 2 「診療情報の提供等に関する指針」厚生労働省		14
	資料3 「診療情報の提供に関する指針」日本医師会		16
	資料 4 「診療情報提供に関する指針」日本精神科病院協会		17
高梁病障	院個人情報保護方針		18
梁風会	固人情報保護委員会 委員名簿(改)		19
院内揭着	示、リーフレット、同意書		
	個人情報保護方針 (病院内掲示)		20
	「当院は患者さんの個人情報保護に全力で取り組んでいます」	(病院内掲示)	21
	おしらせ (病院リーフレット:表)(改)		22
	当院における患者様の個人情報の通常の利用目的		
	(病院リーフレット:裏)(改	()	23
	お知らせ(たいようの丘掲示)(新)		24
	施設サービス利用に係わる情報提供同意書(たいようの丘)(新)	25
職員誓約	約書	26	
実習生	誓約書(新)		
	病院用	27	
	たいようの丘用	28	
	ティア等用誓約書(新)	29	
	面会、病状説明に関する対応マニュアル(Ver. 2)(改)	30	
各種書		35	
	利用目的の変更、個人情報の開示、訂正、利用停止等に関する	もの	

1 基本理念

1 - 1 規約の目的

医療法人梁風会(以下「当法人」という)の全職員は、この「個人情報保護規約」および「個人情報の保護に関する法律(同施行令、厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」にもとづき、患者様とその関係者(以下「患者等」という)に関する、個人情報を適切に取り扱い、患者等から信頼される医療機関および施設であるよう、たゆまぬ努力を続けていくものとする。

1 - 2 他の規約等との関係

当法人における患者の個人情報の取り扱いに際しては、この規約のほか、厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」ならびに日本医師会「診療情報の提供に関する指針」、日本精神科病院協会「診療情報提供に関する指針」も参照するものとする。

1 - 3 守秘義務

すべての職員は、その職種の如何を問わず、当法人の従業者として、職務上知り得た患者の個人情報を、正 当な事由な〈第三者に漏らしてはならない。当法人を退職した後においても同様とする。すべての職員は、この 義務およびこの規約を遵守することを書面によって誓約しなくてはならない。

2 用語の定義

2 - 1 用語の定義

この「規約」で使う用語の定義は、以下のとおりとする。

(1)個人情報

生存する患者等の個人を特定することができる情報のすべて。氏名、生年月日、住所等の基本的な情報から、 既往症、診療の内容、受けた処置の内容、検査結果、それらにもとづいて医療従事者がなした診断・判断、評価・観察等までをも含む。

(2)診療記録等

診療の過程で患者の身体状況、症状、治療等について作成または収集された書面、画像等の一切。当法人で取り扱う代表的な記録としては以下のとおり。診療録、各種検査記録、検査成績、エックス線写真、看護記録、紹介状、処方せんの控えなど。

(3)匿名化

個人情報の一部を削除または加工することにより、特定の個人を識別できない状態にすること。匿名化された情報は個人情報としては扱われない。ただし、その情報を主として利用する者が、他の情報と照合することによって容易に特定の個人を識別できる場合には、未だ匿名化は不十分である。

(4)職員

当法人の業務に従事する者で、正職員のほか、嘱託職員、派遣職員、臨時職員を含む。当法人と業務委託契約を締結する事業者に雇用され当法人から委託された業務に従事する者については、委託先事業者において

この「規約」に準じた取り扱いを定め、管理するものとする。

(5)開示

患者本人または別に定める関係者に対して、これらの者が当法人の保有する患者本人に関する情報を自ら確認するために、患者本人等からの請求に応じて、情報の内容を書面で示すこと。書面として記録されている情報を開示する場合には、そのコピーを交付することとする。

3 個人情報の取得

3 - 1 利用目的の通知

職員は、患者から個人情報を取得する際には、その情報の利用目的、当該情報を第三者に提供する場合について、あらかじめ、患者に通知しなくてはならない。ただし、初診時に通常の診療の範囲内での利用目的、第三者提供の内容を通知する場合には、院内掲示(別表1)および外来初診受付において説明文書を交付することをもって代えることができる。

3 - 2 利用目的の変更

前項の手順にしたがっていったん特定した利用目的を後に変更する場合には、改めて患者に利用目的の変更 内容を通知し、または院内掲示等により公表しなくてはならない。ただし、利用目的を変更する場合には、変更 前の利用目的と相当の関連性を有すると認められる範囲を超えることのないよう留意しなくてはならない。

4 診療記録等の取り扱いと保管

(1) 紙媒体により保存されている診療記録等

4 - 1 診療記録等の保管の際の注意

診療記録等の保管については、毎日の業務終了時に所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止 に十分留意するものとする。

4 - 2 診療記録等の利用時の注意

患者の診療中や事務作業中など、診療記録等を業務に利用する際には、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するとともに、記録の内容が他の患者など部外者等の目に触れないよう配慮しなくてはならない。

4 - 3 診療記録等の修正

いったん作成した診療記録等を、後日書き改める場合には、もとの記載が判別できるように二重線で抹消し、訂正箇所に日付および訂正者印を押印するものとする。この方法によらずに診療記録等を書き改めた場合には、改竄したものとみなされることがあるので、十分留意するものとする。

4 - 4 診療記録等の院外持ち出し禁止

診療記録等は原則として院外へ持ち出してはならない。ただし職務遂行上やむを得ず持ち出す場合には、所属長の許可を得ることとし、可能であれば個人が特定されないように複写するなどの処置を講じる。返却後にも 所属長の確認を得なくてはならない

4 - 5 診療記録等の廃棄

法定保存年限を経過した診療記録等を廃棄処分する場合には、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。また、当法人で保管中の診療記録等につき、安全かつ継続的な保管が困難な特別の事由が生じた場合には、院長はその記録類の取り扱いについて、すみやかに当法人を所管する保健所と協議するものとする。

(2) 電磁的に保存されている診療記録等

4 - 6 コンピュータ情報のセキュリティの確保

診療記録等をコンピュータを用いて保存している部署では、コンピュータの利用実態等に応じて、情報へのアクセス制限等を適宜実施するものとする。また、通信回線等を経由しての情報漏出外部からの不正侵入等の被害を未然に防ぐよう、厳重な措置を講じるものとする。コンピューター自体についても、盗難防止の処置を行わなくてはならない。更に、職員以外の者が立ち入る場所またはその近くにおいてコンピュータ上の診療記録等を利用する際には、モニターに表示された画面を通じて患者の個人情報が本人以外の外部の者の目に触れることのないよう留意しなくてはならない。

4 - 7 データバックアップの取り扱い

コンピュータに格納された診療記録等は、機械的な故障等により情報が滅失したり見読不能となることのないよう、各部署において適宜バックアップの措置を講じるものとする。また、バックアップファイルおよび記録媒体の取り扱い、保管は、各部署の責任者の管理のもとに厳重に取り扱うものとする。

4 - 8 データのコピー利用の禁止

コンピュータ内の診療記録等の全部または一部を、院外での利用のために、他のコンピュータまたは記録媒体等に複写することは原則として禁止する。ただし、職務遂行上やむを得ない場合には、所属長の許可、管理のもとに行うことができるものとするが、個人が特定されないように加工するなどの処置を可能であれば行う。その場合において、複写した情報の利用が完了したときは、速やかに当該複写情報を記録媒体等から消去するものとする。

4 - 9 データのプリントアウト

コンピュータ等に電磁的に保存された個人情報をプリントアウトした場合には、紙媒体の診療記録と同等に厳重な取り扱いをしなくてはならない。使用目的を終えたプリントアウト紙片は、裁断または溶解処理など、他の者が見読不可能な状態にして速やかに廃棄しなくてはならない。

4 - 10 紙媒体記録に関する規定の準用

電磁的な保存がなされている診療記録等の取り扱いについては【4 - 1】ないし【4 - 5】の規定の趣旨も 参酌して準用するものとする。

(3) 診療および請求事務以外での診療記録等の利用

4 - 11 目的外利用の禁止

職員は、法律の定める利用目的の制限の例外に該当する場合を除き、あらかじめ患者本人の同意を得ないで 【3 - 1】で特定した利用目的の達成に必要な範囲を越えて、患者の個人情報を取り扱ってはならない。

4 - 12 匿名化による利用

患者の診療記録等に含まれる情報を、診療および診療報酬請求事務以外の場面で利用する場合には、その利用目的を達しうる範囲内で、可能な限り匿名化しなければならない。

5 個人情報の第三者への提供

5 - 1 患者本人の同意にもとづく第三者提供

患者の個人情報を第三者に提供する際には【3 - 1】にもとづいてあらかじめ通知している場合を除き、原則として本人の同意を得なくてはならない。法令にもとづく第三者提供であっても、第三者提供をするか否かを当法人が任意に判断しうる場合には、提供に際して原則として本人の同意を得るものとする。

5 - 2 患者本人の同意を必要としない第三者提供

- [5 1]の規定にかかわらず以下の場合には、個人情報の保護に関する法律第23条の規定により、本人の同意を得ることなく第三者へ提供することができる。
- (1) 法令上の届け出義務、報告義務等にもとづく場合主な事例として「別表2」を参照。ただし、これらの場合にも、できるかぎり第三者提供の事実を患者等に告知しておくことが望ましい。
- (2) 意識不明または判断能力に疑いがある患者につき、治療上の必要性から病状等を家族、関係機関等に連絡、照会等をする場合
- (3) 地域がん登録事業への情報提供、児童虐待事例についての関係機関への情報提供など、公衆衛生の向上又は児童の保護のために必要性があり、かつ本人の同意を取得することが困難な場合
- (4) その他、法令にもとづいて国、地方公共団体等の機関に協力するために個人情報の提供が必要であり、かつ本人の同意を取得することにより、当該目的の達成に支障を及ぼす恐れがある場合

6 個人情報の本人への開示と訂正

6 - 1 個人情報保護の理念にもとづく開示請求

当法人の患者は、当法人が保有する自己の個人情報について、書面にもとづいて開示を請求することができる。 院長は患者から自己の個人情報の開示を求められた場合には、必要に応じて個人情報保護委員会に主治医、 記録作成者、その所属長らを加えて協議のうえ、開示請求に応じるか否かを決定し、開示請求を受けた時から 原則として2週間以内に、書面により、開示を拒む場合にはその理由も付して、請求者に回答するものとする。 なお、開示の際の手数料として、複写等にかかった実費を開示請求者に対して請求するものとする。

6 - 2 診療記録等の開示を拒みうる場合

- 【6 1】の規定にもとづく協議において、患者からの個人情報の開示の求めが、以下のいずれかの事由に 該当すると判断された場合には、院長は開示を拒むことができるものとする。
- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 開示することが法令に違反する場合

6 - 3 診療記録等の開示を求めうる者

当法人の規定にもとづいて患者の診療記録等の開示を請求しうる者は、以下のとおりとする。

- (1) 患者本人
- (2) 患者の法定代理人
- (3) 患者の診療記録等の開示請求をすることについて患者本人から委任を受けた代理人

6 - 4 代理人からの請求に対する開示

代理人など、患者本人以外の者からの開示請求に応ずる場合には、開示する記録の内容、範囲、請求者と患者本人との関係等につき患者本人に対して確認のための説明をおこなうものとする、

6 - 5 内容の訂正・追加・削除請求

当法人の患者が、当法人の保有する、患者本人に関する情報に事実でない内容を発見した場合には、書面により訂正・追加・削除(以下「訂正等」という)すべき旨を申し出ることができる。院長は、訂正等の請求を受けた際には、必要に応じて個人情報保護委員会に主治医、記録作成者、その所属長らを加えて協議のうえ、訂正等の請求に応じるか否かを決定し、訂正等の請求を受けた時から原則として2週間以内に、書面により請求者に対して回答するものとする。

6 - 6 診療記録等の訂正等を拒みうる場合

- [6 5]の規定にもとづく患者からの個人情報の訂正等の求めが、以下のいずれかの事由に該当すると判断された場合には、院長は訂正等を拒むことができるものとする。
- (1) 当該情報の利用目的からみて訂正等が必要でない場合
- (2) 当該情報に誤りがあるとの指摘が正しくない場合
- (3) 訂正等の対象が事実でな〈評価に関する情報である場合
- (4) 対象となる情報について当法人には訂正等の権限がない場合

6 - 7 訂正等の方法

[6 - 5]および[6 - 6]の規定にもとづいて診療記録等の訂正等をおこなう場合には、訂正前の記載が 判読できるよう当該箇所を二重線等で抹消し、新しい記載の挿入を明示し、併せて訂正等の日時、事由等を付 記しておくものとする。訂正等の請求に応じなかった場合においても、請求があった事実を当該部分に注記し ておくものとする。

6 - 8 利用停止等の請求

患者が、当法人が保有する当該患者の個人情報の利用停止、第三者提供の停止、または消去(以下「利用停止等」という)を希望する場合は書面によりその旨を申し出ることができる。院長は利用停止等の請求を受けた際には、必要に応じて個人情報保護委員会に主治医、記録作成者、その所属長らを加えて協議のうえ、利用停止等の請求に応じるか否かを決定し、請求を受けた時から原則として2週間以内に、書面により請求者に対して回答するものとする。

6 - 9 「診療情報の提供に関する指針」にもとづく開示

患者からの診療記録等の開示請求が、医師・医療機関と患者等との信頼関係の構築、疾病や治療に対する正

しい理解の助けとすることを目的としたものである場合には、厚生労働省「診療情報の提供等に関する指針」ならびに日本医師会「診療情報の提供に関する指針」、日本精神科病院協会「診療情報提供に関する指針」にもとづいて対応するものとする。

7 苦情・相談等への対応

7 - 1 苦情・相談等への対応

個人情報の取り扱い等に関する患者等からの苦情・相談等は、受付あるいは病棟等で受け付けた後、病院の 窓口担当者あるいは各施設、診療所の情報管理担当者が対応するものとする。

7 - 2 個人情報保護に関する検討委員会(例)

【7 - 1】による対応が困難な事例については梁風会個人情報保護委員会で対応を協議するものとする。本委員会の開催は、隔月一回を定例とするほか、必要に応じて院長が招集するものとする。

7 - 3 外部の苦情・相談受付窓口の紹介

【7 - 1】により受け付けた患者からの苦情・相談等については、院長の指示にもとづき、患者の意向を聞きつつ必要に応じて医師会の「診療に関する相談窓口」および、行政の「患者相談窓口」等を紹介することとする。

8 雑則

8 - 1 規約の見直し

この「規約」は、制定後少なくとも2 年毎に一回見直すものとする。

8-2 たいようの丘についての読み替え

この規約の中の文言を、たいようの丘においては、下記のように読み替えることとする。

院内掲示施設内掲示

病院 施設

診療記録 ケース記録

病棟 各施設

診療費入所費

別表 1

当法人における患者の個人情報の通常の利用目的

医療提供

当法人での医療サービスの提供

他の病院、診療所、薬局、各福祉施設、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、保健師等保健福祉関係者との連携

他の医療機関等からの照会への回答

患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合

検体検査業務の委託その他の業務委託

ご家族等への病状説明

その他、患者さんへの医療提供に関する利用

診療費請求のための事務

当法人での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託

審査支払機関へのレセプトの提出

審査支払機関又は保険者からの照会への回答

公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

当法人の管理運営業務

会計·経理

医療事故等の報告

当該患者さんの医療サービスの向上

入退院等の病棟管理

その他、当法人の管理運営業務に関する利用

企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

当法人内において行われる医療実習への協力

医療の質の向上を目的とした当法人内での症例研究

外部監査機関への情報提供

別表2

法令上の届け出義務、報告義務等にもとづく第三者提供(5 - 2 (1) 関係)

厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン(平成18年4月21日改正)」の別表3より

法令上、医療機関等(医療従事者を含む)が行うべき義務として明記されているもの

- ・医師が感染症の患者等を診断した場合における都道府県知事等への届出(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条)
- ・特定生物由来製品の製造承認取得者等からの要請に基づき病院等の管理者が行う、当該製品を使用 する患者の記録の提供(薬事法第68条の9)
- ・医師、薬剤師等の医薬関係者による、医薬品製造業者等が行う医薬品等の適正使用のために必要な情報収集への協力(薬事法第77条の3)
- ・医師、薬剤師等の医薬関係者が行う厚生労働大臣への医薬品等の副作用・感染症等報告(薬事法第77条の4の2)
- ・医師等による特定医療用具の製造承認取得者等への当該医療用具利用者に係わる情報の提供(薬事法第77条の5)
- ・自ら治験を行う者が行う厚生労働大臣への治験対象薬物の副作用・感染症報告(薬事法第80条の 2)
- ・処方せん中に疑わしい点があった場合における、薬剤師による医師への疑義照会(薬剤師法第24 条)
- ・調剤時における、患者又は現に看護に当たっている者に対する薬剤師による情報提供(薬剤師法第 25条の2)
- ・医師が麻薬中毒者と診断した場合における都道府県知事への届出(麻薬及び向精神薬取締法第58 条の2)
- ・保険医療機関及び保険薬局が療養の給付等に関して費用を請求しようとする場合における審査支払機関への診療報酬請求書・明細書等の提出等(健康保険法第76条等)
- ・家庭事情等のため退院が困難であると認められる場合等患者が一定の要件に該当する場合における、 保険医療機関による健康保険組合等への通知(保険医療機関及び保険医療養担当規則第10条等)
- ・診療した患者の疾病等に関して他の医療機関等から保険医に照会があった場合における対応(保険 医療機関及び保険医療養担当規則第16条の2等)
- ・施設入所者の診療に関して、保険医と介護老人保健施設の医師との間の情報提供(老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準第19条の4)
- ・患者から訪問看護指示書の交付を求められた場合における、当該患者の選定する訪問看護ステーションへの交付及び訪問看護ステーション等からの相談に応じた指導等(保険医療機関及び保険医

療養担当規則第19条の4等)

- ・患者が不正行為により療養の給付を受けた場合等における、保険薬局が行う健康保険組合等への通知(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第7条)
- ・医師等による都道府県知事への不妊手術又は人工妊娠中絶の手術結果に係る届出(母体保護法第2 5条)
- ・児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者による児童相談所等への通告(児童虐待の防止等に関する法律第6条)
- ・要保護児童を発見した者による児童相談所等への通告(児童福祉法第25条)
- ・指定入院医療機関の管理者が申立てを行った際の裁判所への資料提供等(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)第25条)
- ・裁判所より鑑定を命じられた精神保健判定医等による鑑定結果等の情報提供(医療観察法第37条 等)
- ・指定入院医療機関の管理者による無断退去者に関する情報の警察署長への提供(医療観察法第99 条)
- ・指定通院医療機関の管理者による保護観察所の長に対する通知等(医療観察法第110条・第11 1条)
- ・精神病院の管理者による都道府県知事等への措置入院者等に係る定期的病状報告(精神保健福祉法第38条の2)
- ・指定医療機関による都道府県・市町村への被保護者に係る病状報告(生活保護法第50条、指定医療機関医療担当規程第6条、第9条)

法令上、医療機関等(医療従事者を含む)が任意に行うことができる事項として明記されているもの

・配偶者からの暴力により負傷又は疾病した者を発見した者による配偶者暴力相談支援センター又は 警察への通報(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第6条)

行政機関等の報告徴収・立入検査等に応じることが間接的に義務づけられているもの

- ・医療監視員、薬事監視員、都道府県職員等による立入検査等への対応(医療法第25条及び第63 条、薬事法第69条、臨床検査技師等に関する法律第20条の5等)
- ・厚生労働大臣、都道府県知事等が行う報告命令等への対応(医療法第25条及び第63条、薬事法 第69条、健康保険法第60条、第78条及び第94条等)
- ・指定医療機関の管理者からの情報提供要求への対応(医療観察法第90条)
- ・保護観察所の長からの協力要請への対応(医療観察法第101条)
- ・保護観察所の長との情報交換等による関係機関相互間の連携(医療観察法第108条)
- ・政府等が実施する指定統計調査の申告(統計法第5条)
- ・社会保険診療報酬支払基金の審査委員会が行う報告徴収への対応(社会保険診療報酬支払基金法第

18条)

・モニター、監査担当者及び治験審査委員会等が行う原医療記録の閲覧への協力(医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第37条)

資料1

「医療·介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」厚生労働省(平成16年12月) ~個人情報の本人への開示に関わる部分(抜粋)

(1) 開示の原則

医療・介護関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法等により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。

(2) 開示の例外

開示することで、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。具体的事例は以下のとおりである。

(例)

・患者・利用者の状況等について、家族や患者・利用者の関係者が医療・介護サービス従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者・利用者自身に当該情報を提供することにより、患者・利用者と家族や患者・利用者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合・症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。また、保有個人データである診療情報の開示に当たっては、「診療情報の提供等に関する指針」の内容にも配慮する必要がある。

【法の規定により遵守すべき事項等】

- ・医療・介護関係事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。また、当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨知らせることとする。ただし、開示することにより、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・ 1. に記したとおり、例えば診療録の情報の中には、患者の保有個人データであって、当該診療録を作成した医師の保有個人データでもあるという二面性を持つ部分が含まれるものの、そもそも診療録全体が患者の保有個人データであることから、患者本人から開示の求めがある場合に、その二面性があることを理由に全部又は一部を開示しないことはできない。ただし、法第25条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、法に従い、その全部又は一部を開示しないことができる。
- ・開示の方法は、書面の交付又は求めを行った者が同意した方法による。
- ・医療・介護関係事業者は、求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。また、本人に通知する場合には、本人に対してその理由を説明するよう努めなければならない(10.参照)。
- ・他の法令の規定により、保有個人データの開示について定めがある場合には、当該法令の規定によるものと

する。

【その他の事項】

- ・法定代理人等、開示の求めを行い得る者から開示の求めがあった場合、原則として患者・利用者本人に対し 保有個人データの開示を行う旨の説明を行った後、法定代理人等に対して開示を行うものとする。
- ・医療・介護関係事業者は、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨決定した場合、本人に対するその理由の説明に当たっては、文書により示すことを基本とする。また、苦情への対応を行う体制についても併せて説明することが望ましい。

資料2

「診療情報の提供等に関する指針」厚生労働省(平成15年9月)(抜粋)

3 診療情報の提供に関する一般原則

医療従事者等は、患者等にとって理解を得やすいように、懇切丁寧に診療情報を提供するよう努めなければならない。

診療情報の提供は、(1)口頭による説明、(2)説明文書の交付、(3)診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により行われなければならない。

7 診療記録の開示

(1)診療記録の開示に関する原則

医療従事者等は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない。

診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときは、医療従事者等は、できる限り速やかにこれに応じなければならない。この場合にあっては、担当の医師等が説明を行うことが望ましい。

(2)診療記録の開示を求め得る者

診療記録の開示を求め得る者は、原則として患者本人とするが、次に掲げる場合には、患者本人以外の者が 患者に代わって開示を求めることができるものとする。

- (1) 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- (2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (3) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- (4) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

(3)診療記録の開示に関する手続

医療機関の管理者は、以下を参考にして、診療記録の開示手続を定めなければならない。

- (1) 診療記録の開示を求めようとする者は、医療機関の管理者が定めた方式に従って、医療機関の管理者に対して申し立てる。なお、申立ての方式は書面による申立てとすることが望ましいが、患者等の自由な申立てを阻害しないため、申立ての理由の記載を要求することは不適切である。
- (2) 申立人は、自己が診療記録の開示を求め得る者であることを証明する。
- (3) 医療機関の管理者は、担当の医師等の意見を聴いた上で、速やかに診療記録の開示をするか否か等を決定し、これを申立人に通知する。医療機関の管理者は、診療記録の開示を認める場合には、日常診療への影響を考慮して、日時、場所、方法等を指定することができる。

なお、診療記録についての開示の可否については、医療機関内に設置する検討委員会等において検討した上で決定することが望ましい。

(4)診療記録の開示に要する費用

医療機関の管理者は、申立人から、診療記録の開示に要する費用を徴収することができる。

8 診療情報の提供を拒み得る場合

医療従事者等は、診療情報の提供が次に掲げる事由に該当する場合には、診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことができる。

- (1) 診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき
- (2) 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき
 - <(1)に該当することが想定され得る事例>
 - ・患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合
 - <(2)に該当することが想定され得る事例>
 - ・症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的 影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合

個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。

医療従事者等は、診療記録の開示の申立ての全部又は一部を拒む場合には、原則として、申立人に対して 文書によりその理由を示さなければならない。また、苦情処理の体制についても併せて説明しなければならない。

9 遺族に対する診療情報の提供

医療従事者等は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供しなければならない。

遺族に対する診療情報の提供に当たっては、3、7の(1)、(3)及び(4)並びに8の定めを準用する。ただし、 診療記録の開示を求め得る者の範囲は、患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理 人がいる場合の法定代理人を含む。)とする。

遺族に対する診療情報の提供に当たっては、患者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重することが必要である。

資料3

「診療情報の提供に関する指針」日本医師会(平成14年10月)(抜粋)

- 3-3 診療記録等の開示による情報提供
- a 医師および医療施設の管理者は、患者が自己の診療録、その他の診療記録等の閲覧、謄写を求めた場合に は、原則としてこれに応ずるものとする。
- b 診療記録等の開示の際、患者が補足的な説明を求めたときは、医師はできる限り速やかにこれに応ずるものと する。
- 3-4 診療記録等の開示を求めうる者

診療記録等の開示を求めることができる者は、原則として次のとおりとする。

- (1) 患者が成人で判断能力ある場合は、患者本人
- (2) 患者に法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満 15 歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる。
- (3) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- (4) 患者本人から代理権を与えられた親族
- (5) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者
- 3-8 診療記録等の開示などを拒みうる場合
- a 医師および医療施設の管理者は、患者からの診療情報の提供、診療記録等の開示の申し立てが、次の事由に当たる場合には、[3 1]、[3 2]および[3 3]の定めにかかわらず、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部を拒むことができる。
 - (1) 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき
 - (2) 診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
 - (3) 前二号のほか、診療情報の提供、診療記録等の開示を不適当とする相当な事由が存するとき
- b 医師および医療施設の管理者が前項により申立の全部または一部を拒むときは、申立人に対して[6 2]に定める苦情処理機関があることを教示するものとする。
- 5 遺族に対する診療情報の提供
- 5-1 遺族に対する診療情報の提供
- a 医師および医療施設の管理者は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して死亡に至るまでの診療経過、死亡原因などについての診療情報を提供する。
- b 前項の診療情報の提供については、[3 1]、[3 3]、[3 5]、[3 6]、[3 7]および[3 8]の定めを準用する。
 - ただし、診療記録等の開示を求めることができる者は、患者の法定相続人とする。

資料4

「診療情報提供に関する指針」日本精神科病院協会(平成15年5月)(要旨)

- 1,診療情報の提供を求めることのできる人
 - (1) 患者本人
 - (2) 患者の判断能力に疑義のある場合は精神保健福祉法上の保護者
 - (3) 患者本人から代理権を与えられた3親等以内の親族
 - (4) 法定代理人、任意後見人
- 2, 開示の全部または一部を断る場合
 - (1) 診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。
 - (2) 対象となる診療情報が、第三者の利益を害する恐れがあるとき。
 - (3) 医療従事者の主観的評価・感想・思考過程などの評価観察情報が、患者との信頼関係を著しく損なう恐れがあるとき。
 - (4) 上記(1)(2)(3)のほか、診療情報の提供が不適当とするに相当な事由があるとき。
 - (5) 訴訟等を前提とするとき。
- 3,遺族に対する診療情報の提供

診療情報等の開示を求めることができるのは法定相続人に限定

高梁病院個人情報保護方針

平成17年4月制定

当院は信頼の医療に向けて、患者様に良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「患者様の個人情報」につきましても、適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1 個人情報の収集について

当院が患者様の個人情報を収集する場合、診療、看護および患者様の医療にかかわる範囲で行います。 その他の目的に個人情報を収集する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2 個人情報の利用および提供について

当院は、患者様の個人情報の利用につきましては、以下の場合を除き、別に示します本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- ・患者様の了解を得た場合
- ・個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- ・法令等により提供を要求された場合

当院は、法令の定める場合等を除き、患者様の許可なく、その情報を第3者に提供いたしません。

3 個人情報の適正管理について

当院は、患者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は患者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4 個人情報の開示・修正等について

当院は、患者様の個人情報について患者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、「医療法人梁風会 個人情報保護規約」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5 問い合わせの窓口

当院の個人情報保護方針に関してのご質問や、患者様の個人情報のお問い合わせは、下記の担当者が お受けいたします。各部署責任者または受付にお申し出ください。

個人情報保護相談窓口担当者 重本憲知

個人情報管理担当者 兒玉昌純

6 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当院は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

梁風会個人情報保護委員会 委員名簿(平成20年10月現在)

梁風会情報管理責任者兒玉昌純高梁病院・新見診療所情報管理担当者兒玉昌純総社診療所情報管理担当者難波達顕たいようの丘情報管理担当者樋上一郎高梁病院相談窓口担当者重本憲知

個人情報保護方針

当院は信頼の医療に向けて、患者様に良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねております。「患者様の個人情報」につきましても、適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。そのために当院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1 個人情報の収集について

当院が患者様の個人情報を収集する場合、診療、看護および患者様の医療にかかわる範囲で行います。 その他の目的に個人情報を収集する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。

2 個人情報の利用および提供について

当院は、患者様の個人情報の利用につきましては、以下の場合を除き、別に示します本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- ・患者様の了解を得た場合
- ・個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
- ・法令等により提供を要求された場合

当院は、法令の定める場合等を除き、患者様の許可なく、その情報を第3者に提供いたしません。

3 個人情報の適正管理について

当院は、患者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者様の個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん又は患者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4 個人情報の開示・修正等について

当院は、患者様の個人情報について患者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、「医療法人梁風会 個人情報保護規約」に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5 問い合わせの窓口

当院の個人情報保護方針に関してのご質問や、患者様の個人情報のお問い合わせは、下記の担当者が お受けいたします。各部署責任者または受付にお申し出ください。

個人情報保護相談窓口担当者 重本憲知

個人情報管理担当者 兒玉昌純

6 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当院は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

当院は患者さんの個人情報保護に 全力で取り組んでいます

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱い には細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いにつ いてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

当院における個人情報の利用目的

◎医療提供

- ▶当院での医療サービスの提供
- ▶他の病院、診療所、助産所、薬局、助問者護ステーション、介護サービス事 奇等との連携
- 他の医療機関等からの順会への回答
- ▶ 患者さんの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 ▶ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- 家族等への病状説明
- ▶その他、患者さんへの医療提供に関する利用
- - ▶当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託
 - ▶審査支払機関へのレセブトの提出
 - ▶審査支払機関又は保険者からの順会への回答
 - ▶公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、服金への回答
 - ▶その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求の ための利用
- ◎当院の管理運営業務
 - ▶会計·経理
 - ▶医療事故等の報告
 - ▶当該患者さんの医療サービスの向上
 - ▶ 入退院等の病核管理
 - ▶その他、当院の管理運営業務に関する利用
- ◎企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の適知
- ◎医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談 又は屈出等
- ◎医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◎当院内において行われる医療実習への協力
- ◎医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- ◎外部監査機関への情報提供

- ____上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項が ある場合には、その旨をお申し出ください。
- お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱 わせていただきます。 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

Bank 2 and 2

おしらせ

患者様の個人情報の保護について

当院では、患者様に安心して医療を受けていただくために、安全な医療をご提供するとともに、平成17年 4月施行の個人情報保護法にもとづき、患者様の個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

個人情報の利用目的について

当院では、患者様の個人情報を別記(裏面)の目的で利用させていただくことがございます。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、改めて患者様からの同意をいただくことにしておりますのでご安心ください。

個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当院では、患者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても個人情報保護法の規定にしたがって進めております。

手続きの詳細のほか、ご不明な点については、下記の担当者がお受けいたします。各部署責任者または受付にお申し出ください。

個人情報保護相談窓口担当者 重本憲知

個人情報管理担当者 兒玉昌純

医療法人梁風会 高梁病院 院長

<u>外来等では事故防止・安全確認のため、患者様の氏名をお呼びしておりますが、希望されない場合は、職員までお申し出ください。</u>

入院中の患者様は、事故防止・安全確認のため、氏名での呼び出し等をさせていただくことがありますのでご了承ください。

精神保健福祉法上、面会及び電話のとりつぎについては、原則として制限することはできません。 患者様ご自身のご希望に沿います。

必要あるいはご希望に応じて、ご家族等への病状説明を医師よりいたします。原則として患者様本 人に同意をいただいた上で行いますが、病状説明を希望されない方がいる場合には、医師にお申 し出ください。

当院における患者様の個人情報の通常の利用目的

医療提供

当院での医療サービスの提供

他の病院、診療所、薬局、各福祉施設、訪問看護ステーション、介護サービス事業者、保健師等保健福祉関係 者等との連携

他の医療機関等からの照会への回答

患者様の診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合

検体検査業務の委託その他の業務委託

ご家族等への病状説明

その他、患者様への医療提供に関する利用

診療費請求のための事務

当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務およびその委託

審査支払機関へのレセプトの提出

審査支払機関又は保険者からの照会への回答

公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答

その他、医療・介護・労災保険、および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

当院の管理運営業務

会計·経理

医療事故等の報告

当該患者さんの医療サービスの向上

入退院等の病棟管理

その他、当院の管理運営業務に関する利用

企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

当院内において行われる医療実習への協力

医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

外部監査機関への情報提供

上記のうち、他の医療機関等への情報提供等について同意しがたい事項がある場合には、その旨を各部 署責任者または受付までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとし て取り扱わせていただきます。

これらのお申し出は、後からいつでも撤回・変更等をすることができます。

お知らせ

利用者様の個人情報の保護について

当施設では、利用者様に安心して福祉サービスを利用していただくために、平成 17年4月施行の個人情報保護法に基づき、利用者様の個人情報の取り扱いにも、 万全の体制で取り組んでおります。下記事項についてお知らせすると共に、通常の 利用についてご理解ご了承を頂きます様お願いいたします。

☆ 個人情報の利用目的について

当施設では、利用者様の個人情報を下記の目的で利用させていただくことが 御座います。これら以外の目的で利用させていただく必要が生じた場合には、 改めて利用者様からの同意を頂くことに致しておりますのでご安心下さい。

☆ 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当施設では、利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても 個人情報保護法の規定に従って進めております。

当施設における利用者様の個人情報の通常の利用目的

○福祉サービスの提供

当施設での福祉サービスの提供

病院、診療所、薬局、各福祉施設、各市町村保健師等保健福祉関係者との連携 医療機関等からの照会への回答

ご家族等への状況説明

その他利用者様への福祉サービスの提供に関する利用

○自立支援給付費請求のための事務

審査支払機関へのレセプトの提出 審査支払機関又は保険者からの照会への回答 地域生活支援事業に関する行政機関等への請求書の提出、照会への回答

○管理運営業務

会計・経理

事故等の報告

当施設利用者様の福祉サービスの向上

入退所等施設管理運営業務に関する利用

- ○公的機関が実施する調査、アンケートへの回答
- ○都道府県が実施する指導監査への協力
- ○福祉サービスや事務の維持改善のための基礎資料
- ○施設内にて行われる実習への協力
- ○サービスの質の向上を目的とした施設内での事例研究
- ○外部監査機関への情報提供
- ○個別支援計画の作成に必要な情報、ケア会議における情報の共有
 - ※上記の内同意しがたい事項がある場合には、その旨を各担当者までお申し出下さい。 お申し出がないものについては同意していただいたものとして取り扱いいたします。 ご不審な事が有ればいつでもお申し出下さい。

医療法人 梁風会 たいようの丘 施設長

(たいようの丘同意書)

施設サービス利用に係る情報提供同意書

平成 年 月 日

利用者住 所 氏 名 印 生年月日 家族等住 所 氏 名 印 (統柄)

私は、たいようの丘 の利用にあたり、私(利用者及びその家族)の 個人情報について下記に記載の事項について、必要最小限の範囲内で使用することに同意 します。

使用する個人情報

1. 福祉サービスの提供

当施設での福祉サービスの提供 病院、診療所、薬局、各福祉施設、各市町村役場(保健福祉・税務関係者との連携)

医療機関等からの照会への回答

ご家族等への状況説明

その他利用者様への福祉サービスの提供に関する利用

2. 自立支援給付費請求のための事務

審査支払機関へのレセプトの提出

審査支払機関又は保険者からの照会への回答

地域生活支援事業に関する行政機関等への請求書の提出、照会への回答

3. 管理運営業務

会計・経理

事故等の報告

当施設利用者様の福祉サービスの向上

入退所等施設管理運営業務に関する利用

- 4. 公的機関が実施する調査、アンケートへの協力
- 5. 都道府県が実施する指導監査への協力
- 6. 福祉サービスや事務の維持改善のための基礎資料
- 7. 施設内にて行われる実習への協力
- 8. サービスの質の向上を目的とした施設内での事例研究
- 9. 外部監査機関への情報提供
- 10. 個別支援計画の作成に必要な情報、ケア会議における情報の共有

医療法人 梁風会 たいようの丘理 事長 戸田 俊介

<u>患者様および利用者様の</u> 個人情報の保護に関する 誓約書

医療法人梁風会 理事長殿

私は、当法人の従業者として、患者様および利用者様の個人情報の保護に関する当法人の規約を十分に理解し、これを遵守いたします。

私は、在職中はもちろん、退職後においても、職務上知り得た患者様および利用者様の個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らしません。

以上、誠実に遵守することを誓います。

	年	月	日
部署名			
氏名			

患者様および利用者様の個人情報の保護に関する誓約書

医療法人夠

理事長 殿

私は、実習中及び実習後において、実習中に知り得た患者様および 利用者様の個人情報を、正当な事由なく第三者に漏らさない等、個人 情報の保護に努めます。

年	月	日
所属		
<u>氏名</u>		

患者様および利用者様等の 個人情報の保護に関する 誓約書

医療法人 梁風会 理 事 長 殿

私は、実習中および実習後においても、実習中に知り得た患者様・ 利用者様の個人情報及び、梁風会とその従業員の個人情報を正当な 事由なく第三者に漏らしたり、無断で使用しないことを誓います。

平成 年 月 日

所属

氏名 印

患者様および利用者様の個人情報の保護に関する誓約書

医療法人梁風会 理事長 殿

私は、貴院で知り得た患者様及び利用者様の個人情報を、 正当な事由なく第三者に漏らさない等、個人情報の保護に努 めます。

١	⁷ 成	年	月	日
	所属			
	氏名			